

令和6年度「生活者としての外国人」のための 特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

本事業は、日本国内の各地域に在住する外国人等（以下、「生活者としての外国人」という。）が、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育（以下、地域日本語教育という。）において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（以下、「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及することを目的とします。

2. 事業内容

「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に対応した日本語教育に関して知見を有する団体（NPO法人等）が、各団体の特徴や長所を生かして行う、「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及する下記の取組を対象とします。

- ① 運営等委員会の設置 【必須】
- ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズのための先進的な日本語教育（30時間以上）の実施 【必須】
- ③ 取組の成果の発信 【必須】
- ④ 上記にかかる人材の育成
- ⑤ その他、関連する取組の実施

3. 支援対象

(1) 団体要件

本プログラムに応募できるのは、次の①か②のいずれかの要件を満たす団体です。

- ① 法人格を有する団体
 - ② 法人格を有しないが、次のアからオの要件を全て満たしている団体
 - ア 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ※ ただし、地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会を除きます。
※ イからエの要件を満たしているかどうかについては、アの「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認します。
※ 都道府県又は市区町村が設置した実行委員会等の組織は応募できません。

(2) その他の要件

○応募回数の制限

本事業の応募において、同一の特定のニーズに対応した日本語教育を扱うものについては、通算3年を上限とします。